

千種区民まつりマスコットキャラクター「こあらっち」に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千種区民まつり実行委員会が所有するマスコットキャラクター「こあらっち」(以下、「こあらっち」という。)の着ぐるみ(以下、「着ぐるみ」という。)及びイラスト、写真等の図柄または画像(以下「イラスト等」という。)の使用に関し、必要な事項を定め、千種区のマスコットキャラクターとして、広く区民に親しまれることにより、区政の推進に寄与することを目的とする。

(着ぐるみの管理)

第2条 着ぐるみについては、その管理を名古屋市千種区長(以下「千種区長」という。)へ委託するものとし、保管、展示、貸出しを始め、管理上必要な事務については名古屋市千種区役所(以下「千種区役所」という。)地域力推進課が行うものとする。

(着ぐるみの使用申請)

第3条 着ぐるみを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、様式1に定める貸出申請書(以下「申請書」という。)に必要な書類を添付して、千種区長に提出し、その承諾を得なければならない。なお、申請書は使用日の属する月の6ヶ月前の初日(当該日が千種区役所休庁日の場合は翌開庁日)の午前9時より先着順に受け付けるものとし、受付開始時に同一日時の使用申請が複数あった場合に限り、抽選にて使用者を決定するものとする。ただし、千種区役所が千種区のマスコットキャラクターとして使用する場合や千種区役所が構成団体となる実行委員会等の団体が使用するときは、この限りではない。

(着ぐるみの使用承諾)

第4条 千種区長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号に該当するときは、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。

- (1) 千種区の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げとなるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反すると認められるとき、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、企業、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) 着ぐるみを営利目的により使用するとき。
- (6) その他、使用を承諾することが適当でないとき認められるとき。

(着ぐるみ使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請書の内容により使用し、千種区長の指示する条件に従うこと。
- (2) 使用の承諾を受けた権利を第三者に譲渡、または転貸しないこと。
- (3) 着ぐるみを使用する際には、必ず介添人を付けること。
- (4) 使用期間を遵守すること。

(5) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。

(6) 雨天時に屋外で使用しないこと。

(着ぐるみの使用承諾の取消し)

第6条 千種区長は、使用者がこの要領及び承諾の内容に違反しているとき、当該使用承諾を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わない。この場合、使用者に損害が生じて、千種区長は一切の責任を負わない。

(原状復帰)

第7条 着ぐるみを破損または汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(管理者の責任)

第8条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、千種区長は一切の責任を負わない。

(イラスト等の使用)

第9条 イラスト等の使用に関しては、申請は不要とする。ただし、第4条の各号に該当する場合は使用することができないものとする。

(使用料)

第10条 着ぐるみ及びイラスト等の使用料は無料とする。

(補足)

第11条 この要領に定めるもののほか、「こあらっち」の取扱いに係る必要な事項は、千種区長が別に定める。

(附則)

この要領は、平成23年3月25日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。